

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

Assignment ID: PATI237870

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
XTIA LTD	01/19/2024
RECEIVING PARTY DATA	
Company Name:	OptoComb, Inc.
Street Address:	Narihira 1-1-9, Sumida-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	130-0002
PROPERTY NUMBERS Total: 5	
Property Type	Number
Patent Number:	11726254
Application Number:	18263019
Application Number:	18557242
Application Number:	18553055
Application Number:	18547476
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	4082887542
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	4082887588
Email:	USPTO@STEVENS LAWGROUP.COM
Correspondent Name:	DAIVD R. STEVENS
Address Line 1:	1754 TECHNOLOGY DRIVE STE 226
Address Line 4:	SAN JOSE, CALIFORNIA 95110
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	AKOE-01400
NAME OF SUBMITTER:	David Stevens
SIGNATURE:	David Stevens
DATE SIGNED:	05/16/2024
Total Attachments: 50 source=Change of Name#page1.tif	

source=Change of Name#page2.tif
source=Change of Name#page3.tif
source=Change of Name#page4.tif
source=Change of Name#page5.tif
source=Change of Name#page6.tif
source=Change of Name#page7.tif
source=Change of Name#page8.tif
source=Change of Name#page9.tif
source=Change of Name#page10.tif
source=Change of Name#page11.tif
source=Change of Name#page12.tif
source=Change of Name#page13.tif
source=Change of Name#page14.tif
source=Change of Name#page15.tif
source=Change of Name#page16.tif
source=Change of Name#page17.tif
source=Change of Name#page18.tif
source=Change of Name#page19.tif
source=Change of Name#page20.tif
source=Change of Name#page21.tif
source=Change of Name#page22.tif
source=Change of Name#page23.tif
source=Change of Name#page24.tif
source=Change of Name#page25.tif
source=Change of Name#page26.tif
source=Change of Name#page27.tif
source=Change of Name#page28.tif
source=Change of Name#page29.tif
source=Change of Name#page30.tif
source=Change of Name#page31.tif
source=Change of Name#page32.tif
source=Change of Name#page33.tif
source=Change of Name#page34.tif
source=Change of Name#page35.tif
source=Change of Name#page36.tif
source=Change of Name#page37.tif
source=Change of Name#page38.tif
source=Change of Name#page39.tif
source=Change of Name#page40.tif
source=Change of Name#page41.tif
source=Change of Name#page42.tif
source=Change of Name#page43.tif
source=Change of Name#page44.tif
source=Change of Name#page45.tif
source=Change of Name#page46.tif
source=Change of Name#page47.tif
source=Change of Name#page48.tif
source=Change of Name#page49.tif

Certificate of All Removed Matters (Partial Translation)

Higashishinagawa 3-32-42, Shinagawa-ku, Tokyo

OptoComb, Inc.

Corporate Number	0100-01-120605	
Trade Name	<u>XTIA LTD.</u>	
	OptoComb, Inc.	Changed on January 19, 2024
		Registered on February 1, 2024
Head Office	<u>Higashishinagawa 3-32-42, Shinagawa-ku, Tokyo</u>	
Method of Giving Public Notice	By publication in the official gazette	
Date of Establishment	April 1, 2002	
Purpose	1. Research, development, design, manufacture, sale, rental, lease, maintenance and operation of optical apparatus, laser apparatus, and application device and parts thereof 2. Purchase, sale, maintenance and operation of laboratory instruments, and parts, raw materials, and accessories thereof 3. Sale of software and consulting regarding 1 and 2 4. Acquisition, assignment, and intermediation of patent right and other intellectual property rights 5. Development, sale, and consulting of cloud, AI, IoT related services for manufacturing industry 6. All business incidental to the above items	

---(skip the rest)---

Reference Number ア(A)671720

*Underlined parts show matters that have been deleted from the registration.

1/47

Matters Relating to Registration Record	Head office moved from Kandamisaki-cho 3-6-12, Chiyoda-ku, Tokyo on July 13, 2020 Registered on July 27, 2020
	Head office moved to Narihira 1-1-9, Sumida-ku, Tokyo on January 19, 2024 Registered on February 7, 2024 Closed on February 7, 2024

I hereby certify that is a complete transcript of all removed matters recorded in the register.

(Jurisdiction of Tokyo Legal Affairs Bureau Shinagawa Branch Office)

February 13, 2024

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar Michiyo Sato

Reference Number ア(A)671720

*Underlined parts show matters that have been deleted from the registration.

47/47

CERTIFICATE OF TRANSLATION

I, Daisuke Sato, am competent to translate from Japanese into English, and certify that the translation of the Certificate is true and accurate to the best of my abilities.

D. Sato

Name: Daisuke Sato

閉鎖事項全部証明書

東京都品川区東品川三丁目32番42号
株式会社OptoComb

会社法人等番号	0100-01-120605		
商 号	<u>株式会社XTIA</u>		
	株式会社OptoComb	令和 6年 1月19日変更	
		令和 6年 2月 1日登記	
本 店	<u>東京都品川区東品川三丁目32番42号</u>		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成14年4月1日		
目 的	1. 光学機器・レーザー機器並びにその応用装置と部品の研究・開発・設計・製造・販売・レンタル・リース並びに保守運用 2. 理化学機器およびその部品・原材料・付属品の購入・販売並びに保守運用 3. 1および2に関するソフト販売およびコンサルティング 4. 特許権その他工業所有権の取得・譲渡およびその仲介 5. 製造業向けのクラウド・AI・IoT関連サービスの開発・販売並びにコンサルティング 6. 前各号に附帯する一切の業務		
発行可能株式総数	26万3300株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>10万3035株</u> 各種の株式の数 普通株式 3万7781株 A種優先株式 1万500株 B種優先株式 2万8605株 C種優先株式 2万6149株		
	発行済株式の総数 <u>10万9188株</u> 各種の株式の数 普通株式 3万7781株 A種優先株式 1万500株 B種優先株式 2万8605株 C種優先株式 3万2302株		令和 2年 9月16日変更 令和 2年10月 9日登記

東京都品川区東品川三丁目32番42号
株式会社OptoComb

	発行済株式の総数 10万9988株 各種の株式の数 普通株式 3万7781株 A種優先株式 1万500株 B種優先株式 2万8605株 C種優先株式 3万3102株	令和 2年 9月24日変更
		令和 2年10月 9日登記
	発行済株式の総数 11万1526株 各種の株式の数 普通株式 3万7781株 A種優先株式 1万500株 B種優先株式 2万8605株 C種優先株式 3万3102株 C2種優先株式 1538株	令和 5年 6月26日変更
		令和 5年 7月10日登記
	発行済株式の総数 11万4602株 各種の株式の数 普通株式 3万7781株 A種優先株式 1万500株 B種優先株式 2万8605株 C種優先株式 3万3102株 C2種優先株式 4614株	令和 5年 8月10日変更
		令和 5年 8月24日登記
	発行済株式の総数 11万5855株 各種の株式の数 普通株式 3万7781株 A種優先株式 1万500株 B種優先株式 2万8605株 C種優先株式 3万3102株 C2種優先株式 5867株	令和 5年 8月10日変更
		令和 5年 8月24日登記
	発行済株式の総数 11万7393株 各種の株式の数 普通株式 3万7781株 A種優先株式 1万500株 B種優先株式 2万8605株 C種優先株式 3万3102株 C2種優先株式 7405株	令和 5年 8月14日変更
		令和 5年 8月24日登記
	資本金の額	金2億9500万円
	金4億9497万2500円	令和 2年 9月16日変更
		令和 2年10月 9日登記

	<u>金5億2097万2500円</u>	令和 2年 9月24日変更
		令和 2年10月 9日登記
	<u>金4億9500万円</u>	令和 3年 6月25日変更
		令和 3年 7月 5日登記
	<u>金5億4498万5000円</u>	令和 5年 6月26日変更
		令和 5年 7月10日登記
	<u>金5998万5000円</u>	令和 5年 6月30日変更
		令和 5年 7月10日登記
	<u>金1億5995万5000円</u>	令和 5年 8月10日変更
		令和 5年 8月24日登記
	<u>金2億67万7500円</u>	令和 5年 8月10日変更
		令和 5年 8月24日登記
	<u>金2億5066万2500円</u>	令和 5年 8月14日変更
		令和 5年 8月24日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 15万株 A種優先株式 3万株 B種優先株式 3万3300株 C種優先株式 5万株 I 残余財産の分配 1. 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）及びC種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、金4万円（以下「A種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき、金4万5000円（以下「B種優先分配額」という。）を、C種優先株式1株につき、金6万5000円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。かかる分配におけるA種優先株式とB種優先株式とC種優先株式は同順位とし、残余財産の額が、発行済A種優先株式の総数にA種優先分配額を乗じた額、発行済B種優先株式の総数にB種優先分配額を乗じた額及び発行済C種優先株式の総数にC種優先分配額を乗じた額の合計額を下回る場合、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の1株当たりの分配額は、A種優先分配額とB種優先分配額とC種優先分配額の比率に応じて算定されるものとする。	

2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

3. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 前項の規定は、B種優先株式について準用するものとし、この場合、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

5. 第3項の規定は、C種優先株式について準用するものとし、この場合、第3項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

1. A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請

求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{取得価額}}{\text{A種取得比率}}$$

(2) 上記(1)のA種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初4万円とする。

2. 前項の規定は、B種優先株式について準用するものとし、この場合、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と、「A種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初4万円とする。」とあるのは「B種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「B種取得価額」という。）は、当初4万5000円とする。」と読み替えて適用するものとする。

3. 第1項の規定は、C種優先株式について準用するものとし、この場合、第1項の規定中「A種」とあるのは「C種」と、「A種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初4万円とする。」とあるのは「C種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「C種取得価額」という。）は、当初6万5000円とする。」と読み替えて適用するものとする。

III 取得価額等の調整

1. 「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合はA種取得価額は、下記①の場合は当該普通株式の1株当たりの払込金額に、下記②の場合は下記に定める潜在株式等取得価額に、それぞれ変更されるものとする。

①調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使による場合、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生した

ものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、（i）A種優先株式の発行済株式総数の66.7%以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は（ii）当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合（但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。）には行われない。

（2）株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{当該調整前} \\ \text{A種取得価額} & = & \text{A種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}} \end{array}$$

（3）その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び／又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。

②潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

③上記のほか、当会社の普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。

2. 前項の規定は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」の第2項により読み替えて準用される同Ⅱ第1項に定めるB種優先株式の基準価額及びB種取得価額について準用するものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

3. 第1項の規定は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」の第3項により読み替えて準用される同Ⅱ第1項に定めるC種優先株式の基準価額及びC種取得価額について準用するものとし、第1項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。

Ⅳ 普通株式と引換えにする取得

1. 当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ 取得価額等の調整」のA種優先株式に関する定めを準用する。但し、A種優先株

	主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。 2. 前項の規定はB種優先株式について準用するものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。 3. 第1項の規定はC種優先株式について準用するものとし、第1項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。 V 議決権 当会社は、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、「VI ABC種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め」及び「VII 取締役の選任権」に基づく場合を除き、法令上可能な範囲で会社法第322条第1項に基づく種類株主総会の決議を要しないものとする。 VI ABC種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め 下記の各事項のうち、会社法又は定款において株主総会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項とし、当会社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、事前にA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を得るものとする。 (1) 知的財産権の処分 (2) 合併、事業譲渡、会社分割、株式交換又は株式移転 (3) 解散決議又は清算手続の開始 (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立、又はこれらに準ずる手続の申立 (5) 「III 取得価額等の調整」の第1項第3号（第2項又は第3項により準用される場合を含む。）に基づくA種取得価額及びA種優先株式の基準価額、B種取得価額及びB種優先株式の基準価額の調整、並びにC種取得価額及びC種優先株式の基準価額の調整 VII 取締役の選任権 1. A種優先株主は、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。 2. B種優先株主は、B種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。 3. C種優先株主は、C種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。 4. 普通株主は、普通株主を構成員とする種類株主総会において、取締役9名を選任することができる。 5. 第1項から第4項までの定めにかかわらず、法令又は定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。 普通株式 13万4000株 A種優先株式 3万株 B種優先株式 3万3300株 C種優先株式 5万株 C2種優先株式 1万6000株 I 残余財産の分配 1. 当会社は、残余財産を分配するときは、C2種優先株式の保有者（以下「C2種優先株主」という。）又はC2種優先株式の登録株式質権者（以下「C2種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下
--	--

「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)、A種優先株式の保有者(以下「A種優先株主」という。))又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)、B種優先株式の保有者(以下「B種優先株主」という。))又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録質権者」という。))及びC種優先株式の保有者(以下「C種優先株主」という。))又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録質権者」という。))に先立ち、C2種優先株式1株につき、金6万5000円(以下「C2種優先分配額」という。)を支払う。

2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者及びC2種優先株主又はC2種優先登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、金4万円(以下「A種優先分配額」という。)を、B種優先株式1株につき、金4万5000円(以下「B種優先分配額」という。)を、C種優先株式1株につき、金6万5000円(以下「C種優先分配額」という。)を支払う。かかる分配におけるA種優先株式とB種優先株式とC種優先株式は同順位とし、前項による分配の後の残余財産の額が、発行済A種優先株式の総数にA種優先分配額を乗じた額、発行済B種優先株式の総数にB種優先分配額を乗じた額及び発行済C種優先株式の総数にC種優先分配額を乗じた額の合計額を下回る場合、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の1株当たりの分配額は、A種優先分配額とB種優先分配額とC種優先分配額の比率に応じて算定されるものとする。

3. 前二項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びC2種優先株主又はC2種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、C2種優先株主又はC2種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、C2種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC2種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

4. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く。)を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

調整後分配額＝当該調整前の分配額×

分割・併合・無償割当ての比率

- (2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

既発行A種 当該調整 新発行A種 1株当たり
優先株式数×前分配額＋優先株式数×払込金額

調整後分配額＝

既発行A種優先株式数 ＋ 新発行A種優先株式数

- (3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 前項の規定は、B種優先株式について準用するものとし、この場合、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。
6. 第4項の規定は、C種優先株式について準用するものとし、この場合、第4項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。
7. 第4項の規定は、C2種優先株式について準用するものとし、この場合、第4項の規定中「A種」とあるのは「C2種」と読み替えて適用するものとする。

II. 普通株式と引換えにする取得請求権

1. A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

- (1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

A種取得比率＝

取得価額

- (2) 上記(1)のA種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初4万円とする。

2. 前項の規定は、B種優先株式について準用するものとし、この場合、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と、「A種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初4万円とする。」とあるのは「B種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「B種取得価額」という。）は、当初4万5000円とする。」と読み替えて適用するものとする。
3. 第1項の規定は、C種優先株式について準用するものとし、この場合、第1項の規定中「A種」とあるのは「C種」と、「A種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初4万円とする。」とあるのは「C種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「C種取得価額」という。）は、当初6万5000円とする。」と読み替えて適用するものとする。

とする。

4. 第1項の規定は、C2種優先株式について準用するものとし、この場合、第1項の規定中「A種」とあるのは「C2種」と、「A種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初4万円とする。」とあるのは「C2種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「C2種取得価額」という。）は、当初6万5000円とする。」と読み替えて適用するものとする。

Ⅲ 取得価額等の調整

1. 「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合はA種取得価額は、下記①の場合は当該普通株式の1株当たりの払込金額に、下記②の場合は下記に定める潜在株式等取得価額に、それぞれ変更されるものとする。

①調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使による場合、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したもののみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) A種優先株式の発行済株式総数の66.7%以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii) 当社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合（但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認めら

れる金額以上である場合に限る。)には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後} \quad \text{当該調整前} \quad 1$$
$$\text{A種取得価額} = \text{A種取得価額} \times \frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{1}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び/又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。

②潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

③上記のほか、当会社の普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会(取締役会設置会社でない場合には取締役)が判断する場合。

2. 前項の規定は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」の第2項により読み替えて準用される同II第1項に定めるB種優先株式の基準価額及びB種取得価額について準用するものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

3. 第1項の規定は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」の第3項により読み替えて準用される同II第1項に定めるC種優先株式の基準価額及びC種取得価額について準用するものとし、第1項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。

4. 第1項の規定は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」の第4項により読み替えて準用される同II第1項に定めるC2種優先株式の基準価額及びC2種取得価額について準用するものとし、第1項の規定中「A種」とあるのは「C2種」と読み替えて適用するものとする。

IV 普通株式と引換えにする取得

1. 当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「III 取得価額等の調整」のA種優先株式に関する定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

2. 前項の規定はB種優先株式について準用するものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

3. 第1項の規定はC種優先株式について準用するものとし、第1項の規定中「A種」とあるのは「C種」と読み替えて適用するものとする。

	4. 第1項の規定はC2種優先株式について準用するものとし、第1項の規定中「A種」とあるのは「C2種」と読み替えて適用するものとする。 V 議決権 当社は、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びC2種優先株式について、「VI ABCC2種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め」及び「VII 取締役の選任権」に基づく場合を除き、法令上可能な範囲で、会社法第322条第1項に基づく種類株主総会の決議を要しないものとする。 VI ABCC2種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め 下記の各事項のうち、会社法又は定款において株主総会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項とし、当社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、事前にA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びC2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を得るものとする。 (1) 知的財産権の処分 (2) 合併、事業譲渡、会社分割、株式交換又は株式移転 (3) 解散決議又は清算手続の開始 (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立、又はこれらに準ずる手続の申立 (5) 「III 取得価額等の調整」の第1項第3号(第2項、第3項又は第4項により準用される場合を含む。)に基づくA種取得価額及びA種優先株式の基準価額、B種取得価額及びB種優先株式の基準価額の調整、C種取得価額及びC種優先株式の基準価額の調整並びにC2種取得価額及びC2種優先株式の基準価額の調整 VII 取締役の選任権 1. A種優先株主は、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。 2. B種優先株主は、B種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。 3. C種優先株主は、C種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。 4. C2種優先株主は、C2種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役2名を選任することができる。 5. 普通株主は、普通株主を構成員とする種類株主総会において、取締役9名を選任することができる。 6. 第1項から第5項までの定めにかかわらず、法令又は定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。 令和 5年 3月 7日変更 令和 5年 7月10日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店

役員に関する事項	取締役	興 梶 元 伸	平成31年 2月25日重任
	取締役	興 梶 元 伸	令和 2年 9月28日重任
			令和 2年10月 9日登記
	取締役	興 梶 元 伸	令和 3年 9月28日重任
			令和 3年10月11日登記
	取締役	興 梶 元 伸	令和 4年 9月28日重任
			令和 4年10月12日登記
	取締役	福 沢 博 志	平成31年 2月25日重任
	取締役	福 沢 博 志	令和 2年 9月28日重任
			令和 2年10月 9日登記
			令和 3年 9月28日退任
			令和 3年10月11日登記
	取締役	今 井 一 宏	平成31年 2月25日重任
	取締役	今 井 一 宏	令和 2年 9月28日重任
			令和 2年10月 9日登記
	取締役	今 井 一 宏	令和 3年 9月28日重任
			令和 3年10月11日登記
	取締役	今 井 一 宏	令和 4年 9月28日重任
			令和 4年10月12日登記
	取締役	河 合 琢 満	平成31年 2月25日重任
			令和 2年 9月28日退任
			令和 2年10月 9日登記

東京都品川区東品川三丁目32番42号
株式会社OptoComb

	<u>取締役</u>	<u>林 謙 二</u>	平成31年 2月25日重任
			令和 2年 9月28日重任
			令和 2年10月 9日登記
			令和 3年 9月28日重任
			令和 3年10月11日登記
			令和 4年 2月18日辞任
			令和 4年 2月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷 口 泰 明</u>	平成31年 2月25日重任
			令和 2年 9月28日重任
			令和 2年10月 9日登記
			令和 3年 6月23日辞任
			令和 3年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>八 木 貴 郎</u>	平成31年 2月25日重任
			令和 2年 9月28日重任
			令和 2年10月 9日登記
			令和 3年 9月28日重任
			令和 3年10月11日登記
			令和 3年12月10日辞任
	<u>取締役</u>	<u>永 井 研 行</u>	令和 3年12月16日登記
			令和 2年 2月20日就任
	<u>取締役</u>	<u>永 井 研 行</u>	令和 2年 9月28日重任
			令和 2年10月 9日登記

東京都品川区東品川三丁目32番42号
株式会社OptoComb

		令和 2年12月25日辞任
		令和 2年12月25日登記
	<u>取締役</u> <u>村 木 洋 介</u>	令和 2年 9月28日就任
		令和 2年10月 9日登記
		令和 3年 9月28日退任
		令和 3年10月11日登記
	<u>取締役</u> <u>井 上 瑞 樹</u>	令和 2年 9月28日就任
		令和 2年10月 9日登記
		令和 3年 6月30日辞任
		令和 3年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>加 藤 慶</u>	令和 2年 9月28日就任
		令和 2年10月 9日登記
		令和 3年 6月30日辞任
		令和 3年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>三 野 隆 博</u>	令和 2年12月25日就任
		令和 2年12月25日登記
	<u>取締役</u> <u>三 野 隆 博</u>	令和 3年 9月28日重任
		令和 3年10月11日登記
	<u>取締役</u> <u>三 野 隆 博</u>	令和 4年 9月28日重任
		令和 4年10月12日登記
	<u>取締役</u> <u>福 原 真 一</u>	令和 3年 6月23日就任
		令和 3年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>福 原 真 一</u>	令和 3年 9月28日重任
		令和 3年10月11日登記
		令和 4年 1月31日辞任
		令和 4年 2月 9日登記

東京都品川区東品川三丁目32番42号
株式会社OptoComb

	取締役 <u>榊原通伸</u>	令和 3年 9月28日就任
		令和 3年10月11日登記
		令和 4年 4月30日辞任
		令和 4年 5月 9日登記
	取締役 <u>村木洋介</u>	令和 3年12月10日就任
		令和 3年12月16日登記
		令和 4年 7月28日辞任
		令和 4年10月 7日登記
	取締役 <u>小沼真幸</u> 取締役 <u>小沼真幸</u>	令和 4年 1月31日就任
		令和 4年 2月 9日登記
		令和 4年 9月28日重任
		令和 4年10月12日登記
		令和 5年 8月10日辞任
		令和 5年 8月24日登記
	取締役 <u>福沢博志</u> 取締役 <u>福沢博志</u>	令和 4年 6月15日就任
		令和 4年 6月22日登記
		令和 4年 9月28日重任
		令和 4年10月12日登記
	取締役 <u>細見孝大</u>	令和 4年 9月28日就任
		令和 4年10月12日登記
	取締役 <u>深澤仁</u>	令和 4年 9月28日就任
		令和 4年10月12日登記
	取締役 <u>居村一彦</u>	令和 5年 9月27日就任
		令和 5年10月11日登記
	取締役 <u>王寅亮</u>	令和 5年 9月27日就任
		令和 5年10月11日登記

東京都品川区東品川三丁目32番42号
株式会社OptoComb

	取締役 リュウユテイ	令和 6年 1月19日就任
		令和 6年 2月 1日登記
	神奈川県鎌倉市高野28番地2 代表取締役 八木 貴郎	令和 2年 1月20日就任
		令和 2年 9月28日重任
		令和 2年10月 9日登記
		令和 3年 9月28日重任
		令和 3年10月11日登記
	神奈川県鎌倉市高野28番地2 代表取締役 八木 貴郎	令和 3年12月10日辞任
		令和 3年12月16日登記
	東京都渋谷区初台一丁目2番15号 代表取締役 村木 洋介	令和 3年12月10日就任
		令和 3年12月16日登記
		令和 4年 7月22日辞任
		令和 4年10月 7日登記
	東京都文京区小石川二丁目9番3号 代表取締役 福沢 博志	令和 4年 7月22日就任
		令和 4年10月 7日登記
	東京都文京区小石川二丁目9番3号 代表取締役 福沢 博志	令和 4年 9月28日重任
		令和 4年10月12日登記
	監査役 渡 邊 孝 (社外監査役)	平成29年 6月28日重任
		令和 2年 9月28日退任
		令和 2年10月 9日登記
	監査役 井戸 辻 康行 (社外監査役)	平成29年 6月28日就任
	監査役 井戸 辻 康行 (社外監査役)	令和 2年 9月28日重任
		令和 2年10月 9日登記

	<u>監査役</u> <u>井戸辻康行</u>	令和4年1月31日監査役会の定めの廃止により変更
		令和4年2月9日登記
	<u>監査役</u> <u>井戸辻康行</u> (社外監査役)	
		令和6年2月1日社外監査役の登記
	<u>監査役</u> <u>宮田長吉</u> (社外監査役)	平成30年4月1日就任
	<u>監査役</u> <u>宮田長吉</u>	令和3年9月28日重任
		令和3年10月11日登記
	<u>監査役</u> <u>宮田長吉</u> (社外監査役)	
		令和3年10月21日更正
	<u>監査役</u> <u>宮田長吉</u>	令和4年1月31日監査役会の定めの廃止により変更
		令和4年2月9日登記
	<u>監査役</u> <u>宮田長吉</u> (社外監査役)	
		令和6年2月1日社外監査役の登記
	<u>監査役</u> <u>小沼真幸</u> (社外監査役)	令和2年2月20日就任
		令和4年1月31日辞任
	<u>監査役</u> <u>平山洋範</u>	令和4年2月9日登記
		令和5年8月10日辞任
		令和5年8月24日登記
	<u>監査役</u> <u>荒井啓之</u> (社外監査役)	令和6年1月19日就任
		令和6年2月1日登記

	監査役 田中正雄 (社外監査役)	令和 6年 1月19日就任 令和 6年 2月 1日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	
新株予約権	第7回新株予約権 新株予約権の数 600個 500個 450個 令和 3年 5月31日変更 令和 3年10月11日登記 令和 4年 2月28日変更 令和 4年 5月 9日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 600株 新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 当社普通株式 500株 新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 令和 3年 5月31日変更 令和 3年10月11日登記 当社普通株式 450株 新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付	

与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和4年2月28日変更 令和4年5月9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額20,000円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額
= × 時価

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数
上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成37年6月25日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

④新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

⑥新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑦新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなさ

れるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年11月 4日変更 令和 2年11月30日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

③当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

④当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

⑤次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

(iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

(vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

(vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合

(viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑥新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒解雇事由に該当した場合

(ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

令和 2年11月 4日変更 令和 2年11月30日登記

第8回新株予約権
新株予約権の数
90個

35個

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

20個

令和 4年 2月 5日変更 令和 4年 2月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 90株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、
当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合
併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付
与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を
勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、
以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

当社普通株式 35株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、
当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合
併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付
与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を
勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、
以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

当社普通株式20株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、
当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合
併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付
与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を
勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、
以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年 2月 5日変更 令和 4年 2月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予
約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額20,000円（以下
「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とす
る。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、
上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により
調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

既発行株式数 +

調整後 調整前 時価

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成37年6月25日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

④新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

④新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年10月 1日変更 令和 2年11月30日登記

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の

	全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。 ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。 (i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合 (ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。 (iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合 (iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 (v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合 (vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合 (vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合 (viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合 ④新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。 (i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒解雇事由に該当した場合 (ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合 令和 2年10月 1日変更 令和 2年11月30日登記
第9回新株予約権 新株予約権の数 <u>2020個</u> <u>1280個</u> <u>1220個</u> <u>520個</u> <u>470個</u> 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 2020株 新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式	令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記 令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月11日登記 令和 4年 2月 5日変更 令和 4年 2月 9日登記 令和 4年 2月28日変更 令和 4年 5月 9日登記

により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

当社普通株式 1280株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

当社普通株式 1220株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月11日登記

当社普通株式520株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年 2月 5日変更 令和 4年 2月 9日登記

当社普通株式470株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付

与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年 2月28日変更 令和 4年 5月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額40,000円(以下「行使価額」という。)に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}$$

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成38年6月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権を引受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

④新株予約権を引受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

⑥新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑦新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなさ

れるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年10月 1日変更 令和 2年11月30日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

③次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

(iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

(vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

(vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合

(viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

④新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒解雇事由に該当した場合

(ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

令和 2年10月 1日変更 令和 2年11月30日登記

第10回新株予約権

新株予約権の数

20個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 20株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額40,000円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}}{\text{時価}} \right)}{\text{行使価額}}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成38年6月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ④新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年11月20日変更 令和 2年11月30日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - (iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - (iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - (viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ④新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定す

	る懲戒解雇事由に該当した場合 (ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合 令和 2年11月20日変更 令和 2年11月30日登記
	令和3年9月30日新株予約権全部放棄 令和 3年10月11日登記
	第11回新株予約権 新株予約権の数 30個 20個 令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 30株 新株予約権1個につき目的である株式(以下「付与株式数」という。)は、 当社普通株式1株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式 により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合 併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付 与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を 勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、 以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 当社普通株式 20株 新株予約権1個につき目的である株式(以下「付与株式数」という。)は、 当社普通株式1株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式 により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合 併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付 与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を 勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、 以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予 約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額40,000円(以下 「行使価額」という。)に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とす る。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、 上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により 調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{株式数}}}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数
上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成38年6月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ④新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ⑤新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ⑥新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ⑦新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年10月 1日変更 令和 2年11月30日登記

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ③当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部

	を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。 ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。 (i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合 (ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。 (iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合 (iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 (v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合 (vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合 (vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合 (viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合 ④新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。 (i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒解雇事由に該当した場合 (ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合 令和 2年10月 1日変更 令和 2年11月30日登記
	令和3年4月5日新株予約権全部放棄 令和 3年 5月12日登記
	第12回新株予約権 新株予約権の数 40個 10個 令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月11日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 40株 新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付

与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

当社普通株式 10株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月11日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額45,000円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前
＝ × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数
上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成39年6月27日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ④新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年11月20日変更 令和 2年11月30日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - (iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - (iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - (viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ④新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分

を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒解雇事由に該当した場合
- (ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

令和 2年11月20日変更 令和 2年11月30日登記

第13回新株予約権

新株予約権の数

50個

30個

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

10個

令和 3年 4月 5日変更 令和 3年 5月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 50株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

当社普通株式 30株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

当社普通株式 10株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

令和 3年 4月 5日変更 令和 3年 5月12日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予
約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額45,000円（以下
「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とす
る。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、
上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により
調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または
自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換で
きる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付
社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の
行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未
満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}}$$

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数
上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から
当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株
式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読
み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、
その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の
無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整すること
ができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成39年
6月27日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる
場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使
時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していること
とする。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使
時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していること
とする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

④新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなさ
れるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但
し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年10月 1日変更 令和 2年11月30日登記

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。 ③当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 ④当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。 ⑤次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。 (i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合 (ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。 (iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合 (iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 (v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合 (vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合 (vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合 (viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合 ⑥新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。 (i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒解雇事由に該当した場合 (ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合 令和 2年10月 1日変更 令和 2年11月30日登記
第14回新株予約権 新株予約権の数	370個 320個 令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

20個

令和 3年12月10日変更 令和 4年 2月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 370株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、
当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合
併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付
与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を
勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、
新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨
てる。

当社普通株式 320株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、
当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合
併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付
与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を
勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、
新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨
てる。

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

当社普通株式20株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、
当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合
併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付
与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を
勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、
新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨
てる。

令和 3年12月10日変更 令和 4年 2月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予
約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額45,000円（以下
「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とす
る。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、
上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により
調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換（取得請求権の行使又は取得条項の発動による普通株式の交付を意味し、以下同じとする。）される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。））、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}$$

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{行使価額} = \frac{\text{行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成40年3月6日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

④新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

⑥新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑦新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和2年9月28日変更 令和2年11月30日登記

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - (iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - (iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - (viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ④新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒解雇事由に該当した場合
 - (ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

令和 2年 9月28日変更 令和 2年11月30日登記

第15回新株予約権

新株予約権の数

90個

30個

20個

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 90株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨てる。

当社普通株式 30株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨てる。

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

当社普通株式 20株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨てる。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月12日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額45,000円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 × $\frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換（取得請求権の行使又は取得条項の発動による普通株式の交付を意味し、以下同じとする。）される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整に

より生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} & \text{新規発行} & 1 \text{株当たり} \\ & \text{株式数} & \times \text{払込金額} \\ \text{調整後} & \text{既発行株式数} + & \\ \text{調整前} & \times & \text{時価} \\ = & & \end{array}$$

行使価額 = $\frac{\text{行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成40年3月6日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ④新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ⑤新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ⑥新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ⑦新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年 9月28日変更 令和 2年11月30日登記

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ③当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ⑤次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名

目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- (iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - (iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - (viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ④新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒解雇事由に該当した場合
 - (ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

令和 2年 9月28日変更 令和 2年11月30日登記

第16回新株予約権

新株予約権の数

140個

120個

令和 2年 9月27日変更

令和 2年11月30日登記

70個

令和 3年 4月30日変更

令和 3年 5月12日登記

60個

令和 3年 8月31日変更

令和 3年10月11日登記

20個

令和 4年 1月31日変更

令和 4年 2月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式140株とし、新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。付与株式数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、

新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式120株とし、新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。付与株式数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨てる。

令和 2年 9月27日変更 令和 2年11月30日登記

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式70株とし、新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。付与株式数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨てる。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月12日登記

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式60株とし、新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。付与株式数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨てる。

令和 3年 8月31日変更 令和 3年10月11日登記

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式20株とし、新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。付与株式数は、当社普

通株式1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。なお、新株予約権の行使により交付する株式の数について1株未満の端数は切り捨てる。

令和 4年 1月31日変更 令和 4年 2月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額4万5000円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換（取得請求権の行使または取得条項の発動による普通株式の交付を意味し、以下同じとする。）される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株当たり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、平成40年3月6日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ①新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ④新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

令和 2年11月20日変更 令和 2年11月30日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ③当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
- ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 新株予約権者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - (iii) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - (iv) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (v) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (vi) 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (vii) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - (viii) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ④新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 新株予約権者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定す

東京都品川区東品川三丁目32番42号
株式会社OptoComb

	る懲戒解雇事由に該当した場合 (ii) 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合 令和 2年11月20日変更 令和 2年11月30日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
	令和 4年 1月31日廃止 令和 4年 2月 9日登記
	監査役会設置会社 令和 6年 1月19日設定 令和 6年 2月 1日登記
登記記録に関する事項	令和2年7月13日東京都千代田区神田三崎町三丁目6番12号から本店移転 令和 2年 7月27日登記
	令和6年1月19日東京都墨田区業平一丁目1番9号に本店移転 令和 6年 2月 7日登記 令和 6年 2月 7日閉鎖



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局品川出張所管轄)

令和 6年 2月13日

東京法務局
登記官

佐藤美智代



整理番号 ア6-71720

* 下線のあるものは抹消事項

PATENT

RECORDED: 05/16/2024

REEL: 067455 FRAME: 0888